## 議案第39号

渋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

令和7年2月27日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 渋川市職員の育児休業等に関する条例(平成18年渋川市条例第35号) の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 渋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 現 行 (部分休業の承認) (部分休業の承認) 第10条 (略) 第10条 (略) (略) (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常 勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた 勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた 時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護 時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律 第76号)第61条の2第20項 第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の 規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という 規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という 。) の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲 。) の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲 内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承 内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承 認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものと 認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものと する。 する。